

婦人の更生に関する事例

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、売春対策の一環として、昭和33年7月「婦人の更生に関する事例調査」を全国で実施しました。

この資料は、その調査結果にもとづき、更生婦人の生活事例を集録したものです。

婦人の転落防止および保護更生対策の一助となればまことに幸いです。

昭和35年7月

労働省婦人少年局

婦人の更生に関する事例

目 次

は し が き

1. 婦人の更生に関する事例調査の概要

1. 調 査 要 領	1
2. 調査結果の概要	1
1. 対象者の概要	2
2. 現在の生活状況	3
3. 更生生活の経緯	4
4. 現在困っている問題	5

2. 事 例

1. 結婚生活を営んでいる更生婦人の事例	9
2. 職場生活を営んでいる更生婦人の事例	27
3. 家庭復帰している更生婦人の事例	45
4. その他の事例	56

1. 婦人の更生に関する事例調査の概要

1 調査要領

調査の目的

この調査は、かつて売春婦であった婦人が現在どのような生活をしているか、また、更生に際しどのような問題に遭遇したか等の実情を事例的に把握し、この種の婦人問題解決をはかるうえの参考に資するため実施したものである。

調査対象

昭和31年1月以降調査の時期までの間に、全国の婦人少年室で取扱った売春問題相談の対象者及び、31年に実施した売春問題実態調査の対象者を本調査の対象者とした。

調査期日

昭和38年7月

調査の方法

調査対象者の居住先を訪問し、対象者又は対象者不在の場合はその近親者に面接してききとり調査を行った。

調査の担当者

婦人少年室職員、同婦人問題相談員、同協助員。

2 調査結果の概要

この調査にあたっては、調査の過程において、対象者が他県に移動していることが判明した場合は該当県の婦人少年室に連絡し、調査をすすめ出来るだけ多数の事例把握につとめた。しかし、移動先不明で調査不能となつたものや、長期留守或は調査を行うことによつて更生生活を破壊するおそれを感じし実施を中止したものが多数あつたため、対象者のうち廃業後の生活状況をくわしく聴取し得たのは374名であつた。

以下は右374名の事例についてとりまとめたものである。

1 対象者の概要

調査の対象となつたものの年齢層は

10才代	19 (5.1%)
20才代	353 (67.7%)
30才代	94 (25.1%)
40才以上	8 (2.1%)

となつており、20才代が約7割で大半をしめている。

また、学歴別に対象者をみると

小学校程度	119 (31.8%)
高等小学校程度	54 (14.4%)
中学校程度	140 (37.4%)
旧高等女学校程度	38 (10.0%)
高等学校程度	10 (2.7%)
その他	6 (1.6%)
不就学	4 (1.1%)
無回答	3 (1.0%)

となつており、中学までのものが約8割、そのうちの1割は不就学者とか小学中学を中退しているものである。

結婚の状況については、対象者の約7割が既婚者で、そのうちの7割は有夫者である。

なお、有夫者の中では内縁関係（2号、いわゆる同棲関係をも含む）にあるものが大部分で、正式に入籍しているものは僅か3割である。

更に、売春経験年数別に対象者をみると

1年未満	42 (11.2%)
1年—2年未満	47 (12.2%)
2年—3年未満	59 (15.8%)
3年—4年未満	50 (13.4%)

4年—5年未満	44 (11.8%)
5年—6年未満	35 (9.3%)
6年—7年未満	25 (6.7%)
7年—8年未満	16 (4.2%)
8年—9年未満	10 (2.7%)
9年—10年未満	3 (1.0%)
10年以上	11 (2.9%)
不明	32 (8.5%)

となつており、売春生活1年以上の者が8割で、なかでも最も多いのが2年—3年である。

2 現在の生活状況

対象者が売春婦をやめて現在営んでいる生活形態は次のとおりで、結婚生活が最も多く、次いで職場生活、家庭復帰、自営業の経営、施設入寮の順となつている。

結婚生活を営んでいるもの	149 (39.8%)
職場生活を営んでいるもの	140 (37.4%)
家庭復帰しているもの	66 (17.6%)
自営業を営んでいるもの	13 (3.5%)
施設に入寮しているもの	5 (1.3%)
その他	22 (5.8%)

なお、右の生活形態の合計数が対象者総数を上廻っているのは、結婚生活と職場生活をともに営んでいる（17名）とか、家庭復帰して家から職場に通つて働いている（5名）というように1人が2つの生活を同時に営んでいるものがあつたためである。

結婚生活に入つたものについて、その結婚相手をみると、約6割は売春婦をしていた時のなじみ客で、他は更生後の就職先で知り合つた客、転落以前の就職先の客、人の世話（職場の同僚、親戚、知人、なじみ客、元雇主の世話等）

によるもの、路傍で知り合ったものなどとなっている。また、これら結婚相手の職業は工員、会社員、自動車運転手、職人、商人の順となっており、他は日雇、農業、漁業、料理人、船員、現場監督、官吏、風呂屋番頭等多岐にわたっている。

なお、(結婚相手のうち僅か8名(結婚相手総数の5%)ではあるが無職者のいることは注目される。

結婚の形態についてみると、入籍しているものは約3割で、他は内縁関係で、その多くは現在の結婚生活に不安定なものを感じているが、こうした不安定な状態の中にも完全な更生をさまたげる危険な問題がひそんでいるように見受けられる。

また、職場生活を営んでいるものについて、その就職先をみると、料理屋女中、女給、工員が最も多く、他はパチンコ屋店員、家庭女中、芸妓、食堂給仕、ダンサー、風呂屋女中、派出所、日雇等があげられており、殆んどがサービス関係の職業である。

なお、自分で事業を営んでいるものでは、その約半数が小料理店を開業しており、他は酒場、お好み焼屋、文房具店、屋台店等である。

こうした現在の更生生活に対して不満をもっているものは全体の約3割で、大部分のものが大体満足しており、一応落着いたとみてよいであろう。なお、不満の理由は経済生活の不安定に帰因するものが多く、収入が少なすぎる。経済的にゆたかになりたい、もう少し安定した仕事がほしい、夫の職がみつかつて安定した生活がしたい等があげられている。次いで多いのが人間関係の不和で、家族間の争いが絶えないので家庭内がおもしろくない、職場の空気にとけこめない、婚家先に気がねで居辛いなどがあげられている。このほか、寮の規則正しい生活にはどうしても慣れない、内縁関係、二重的生活の不安定さや結婚したいが適当な人がいない等更生上のなやみを訴えているものもある。

3. 更生生活の経緯

売春婦をやめて現在の生活に入るまでの経路を追ってみると、更生当初の生

活を続けているものは約4割で他の6割は何回か生活を変えており、全体的にみて生活に対する定着性は低い。何回か生活を変えているもののうち最も多いのは1回変えているもので、変えているものの約半数を占めている。ついで2回、3回と回数のふえるごとにその数は減っているがなかには6回、7回と転々と生活をかえているものもみられ、これはことに本商売で働いているものに多い。

これら移動の理由をさぐってみると就職に帰因するものが多く、ついで結婚に帰因するもの、転職に帰因するもの、家庭復帰のため、夫と離婚のため、自分が商売するため、夫にいじめられて家出したため、保護施設入寮のため、となり近所の目にいたたまれず家出したため等の順となっている。

就職のために生活を変えたというもののなかでは、働かなければ食べていけなかつたため、家に帰っても本人のいる余地がないためなどがあげられている。

また、仕事を変えたというもののなかでは、前よりよい就職口がみつかつたため、就職したが給料が少なく食べて行けないため、就職先の家族や同僚と不和のため、就職先が閉店や移動のため、前歴が知れていづらくなつたため、就職先で売春婦と同じような事をすすめられるため等の理由が目立っている。

家庭へ帰るために生活を変えたという者のなかでは、就職したが健康が続かずやめたため、仕事がつらくてやめたため、妊娠し職場をやめたため、解雇されたため、結婚に失敗したため等があげられている。

4. 現在困っている問題

「現在困っている問題はないが」の質問に対し「あり」と答えているものが5割強で、約半数は何らかの困った問題を持つている。困っている問題点としては、収入が少なく生活が苦しいと経済的不安定を訴えているものが最も多く、ついで健康がすぐれない、働き口がなかなかない、夫の職業が不安定、前歴が知れはしないかと心配、医療費がなく思うように治療が出来ない、商売するにも資金がない、相手方の親が結婚を反対している、家庭が不和の順となつ

ている。このほか、家族からお金を無心される、元業者から前借金の返済をせめられる、移動証明がとれない、住宅がない、子供の問題、結婚の問題などがあげられており、こうしたところにも完全更生の困難さがひそんでいる。

2. 事例

この調査によりききとりを行つた374名の更生婦人のうち、ここには現在の生活形態にもとづいて、「結婚生活を営んでいる更生婦人の事例」「職場生活を営んでいる更生婦人の事例」「家庭復帰している更生婦人の事例」「その他の事例」の四つに大別し、32名の更生事例を掲載した。

なお、現在の生活が結婚と職場というように2つの形態を同時に営んでいるような場合は主たる生活により分類した。

1 結婚生活を営んでいる更生婦人の事例

事例 (1)

県 名 愛 知
氏 名 H・T
年 令 25 才
学 歴 新中卒
結婚の状態 有 夫

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	45	会 社 員	昭和32年11月(廃業2ヵ月後) 結婚(入籍済み) 廃業後就 労したバーの客
本 人	25	内 職	

(2) 生活の状況

夫は会社で1万円の天引貯金をした上、20,000円の月収があり生活は安定している。本人もミシン内職(サロシ前掛縫い)をし月々2,500円から8,000円の収入を得ており、夫婦2人きりの生活ではかなりよい暮らしをしている。二階8畳を月4,000円で間借りし、家財道具も整備され過去の生活にくらべて全く感謝した毎日をおくっている。母親もこの結婚には満

足しており弟妹も始終往来している。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

終戦後実父が身を持ちくずし、居所不明となる等家庭の不和がもとで不良の仲間に入りついに売春婦となった長姉が病気になるため、その身代りに姉の働いていた特飲店に手伝にやられやむなく客をとつたのが売春の最初で、以後5年間同店に働きつづけた。売春防止法が成立したこと、地主と面白くないことがあつたこと、弟妹が大きくなり姉の商売をいやがること等が動機で売春婦から足を洗うことを決意した。しかし樓主が引止め策をこうじラチがあかず、加うるに前借金 64,000 円と荷物引取りの問題もあり困つて婦人少年室に相談に訪づれた。樓主と室の話し合いにより問題が解決し、昭和31年9月廃業した。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 廃業後直ちに帰宅し翌年1月より知人宅に裁縫を習いに通つた。もともと家庭は不和で父親は家を出ており母親が苦勞しているので働きに出ることを決意し、32年9月、パーの女給として住込んだ。

就職 (女給) ニューフェースとして高くかわれ、給料 12,000 円をもらつて2ヵ月働いたが店で知り合つた客と結婚することになりやめた。

結婚 夫の収入で充分生活は出来るが、ミシンが出来るのでミシン内職 内職をしている。

3 現在困っている問題

なし

4 調査担当者の所感

本人が売春稼業に嫌気がさし更生を熱望した上に、たまたま、家庭にあつて娘の身を案じていた母親が新聞で婦人少年室を知り、業者との問題の解決

を依頼してきたことが更生を成功させた点と思われる。

事例 (2)

県 名 茨 城

氏 名 M・F

年 令 29 才

学 歴 小学校中退

結婚の狀態 有夫 子供1人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年 令	職 業	備 考
実 父	56	農 業	
実 母	58	"	リウマチの持病あり
夫	26	"	昭和33年2月結婚、姉が嫁いだ先の親戚
子 供	9	小学三年	本人未婚当時の子供
姉	30	農 業	知能が低い
本 人	29	農業手伝	

(2) 生活の状況

畑4反の小農で煙草、麦、そば等を家族みんなで作っている。夫は、わら屋根掻きの仕事が出来るので近所の屋根をふくこともある。生活は苦しくどうやらくらしている程度であるが、本人は百姓をすることに落着き現在不満もなく畑仕事をしている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

父親の農業を手伝っていたが、家計が苦しい上に農業がきらいで、町で働くことにあこがれ、25才の時近所の人の世話で自分から進んで銚子市の某特飲店に働きに出た。同店で働いていたところ、たまたま婦人少年室が実施した調査の対象となり、それが機会に室の更生指導を受け帰郷を決意し、33年

2月、4年1ヶ月の売春生活から更生した。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 売春を止めて家に帰り農業を手伝っていたが間もなく姉の嫁ぎ先から嫁をもらった。

結 婚 結婚の費用は売春時代のためにためたお金でまかなった。現在は平和に暮らしている。

3 現在困っている問題

特になし。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

家族及周囲の者が前歴をあまり問題にせず家庭に帰って間もなく夫を迎えることが出来落ついたことである。

事例 (8)

県 名 山 口
氏 名 H・S
年 令 24 才
結 婚 の 状 態 有 夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	不 明	船 員	出漁中韓国に抑留され現在は不在
本 人	24	な し	

(2) 生活の状況

夫は船員でH丸乗組員と共に出漁中韓国に抑留されたため、現在は元業者の家の3畳1間を月2,500円で借りて1人でくらしている。ここは幾組かの夫婦者が同様部屋借りして住んでおり生活環境は普通である。

現在、夫の収入(会社からの月給10,000円、県の見舞金)で生活してい

るが、夫から毎月定まった金を要求してくるので本人は10,000円相当の品物を必ず送っていること、赤線から出た時無一物だったので衣料代、家具代とか毎月の支出が多いこと等で生活は苦しく質屋通いもしている。何か仕事をしたいといっているが夫が仕事につく事をのぞまないで夫の収入内で質素な生活を送っている。

過去の生活に比べ現在の生活には心から感謝し、早く夫が帰国出来たらとねがっている。

2 更生の経緯

(1) 売 春 歴

貧困家庭で継母との仲が悪く友人のすすめがあり福岡の赤線に転落した。その後、下関上新地に移り働いていたが、なじみ客と結婚のため更生を決意し、赤線を飛び出し婦人少年室にかけこんだ。当室の措置により、昭和32年11月、3年2ヶ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

婚約者宅へ寄宿 下関市の赤線を無断で飛び出して現在の夫の下宿先に寄宿同棲生活をはじめた。

結 婚 その後前借金80,000円余があつたが婦人少年室と業者との話し合いで棒引となり結婚することを容易にさせた。
夫が出漁中韓国に抑留され現在は1人であるが夫は韓国から本人の入籍手続をすませた。

3 現在困っている問題

夫が抑留され、帰国が何時になるか判らないので不安であること、洋裁の仕事をやりたいと思うが、売春婦という社会の目が本人の勇気を阻害してしまうことがさしあたり困っている問題である。

4 調査担当者の所感

(問題点)

結婚により安定した生活を現在を送っているが、夫の抑留が長期間にわた

るも問題が生じるのではないかと思われる。

事例 (4)

県 名 東 京
氏 名 N・I
年 令 28 才
学 歴 高小卒
結婚の状態 有夫 子供1人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫 本 人	不 明 28	運 転 手 料 理 屋 女 中	売春婦時代の客

(2) 生活の状況

夫は東京都内のK社の運転手としてつとめ、月収13,000円前後を得ており現在はその収入で生活しているが「遊んでいるのは勿体ない」と、夫が非番の日以外は浅草の知人の料理店に日給300円でつとめ小遣稼ぎをしている。

現在は夫の希望している自動車を購入するため夫婦協力で貯金している。

また、先夫の子供が1人いるが都内の託児所に預け月2回位夫と共に逢いにいつている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

19才の時上京してソバヤ、食堂等の店員をしていたがある男性と知り合い同棲し間もなく妊娠した。浅草公園で思案にくれていたところKという男性にさそわれ簡易宿泊所にゆきそのまま同棲し、30年5月女子を分娩した。その間Kは本人の郷里より約30,000円をとつていた。郷里からその子

を里子に出す様にいつてきたがKが育てるというので彼に託し、その養育料を稼ぐため赤線に転落した。当時23才であつた。その後小岩、亀有、品川、州崎、吉原を転々として働いた。その間子供を預けたKに度々無心に来られ困つていたところ、たまたま、なじみ客（現在の夫）に更生をすすめられ、子供のためにも更生しなければならないことを痛感し、昭和32年6月、吉原の特飲街を最後に約2年3カ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

婚約者宅 前記子供の養育料をめぐつてKが度々ゆすりにくるので困つて同居 して婚約者（現在の夫）宅へ身をかくした。この間、福祉事務所、婦人少年室の配慮で子供は都内某託児所へ預けた。
↓
結 婚 子供の問題も一段落したので、前記婚約者と結婚生活に入り現在の生活を続けている。

3 現在困っている問題

夫の父や兄が入籍する様すすめるが、子供があることを夫の郷里には知らせてなかつたので夫と相談の上暫くのばしている。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

非常に悪辣な“ひも”がついていたが、婦人少年室の指示通り欲を出さず持物等にも未練を起さず、直ちに更生の道にとび入り、子供の問題にしても状況が定まるまで託児所にあづけておく等賢明な処置に従つたこと、又夫も熱心に更生の指導をしたこと等である。

事例 (5)

県 名 長 崎
氏 名 E・N
年 令 26 才
学 歴 高小卒
結婚の状態 有夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
夫	27	会社員	売春婦時代のなじみ客、昭和31年1月結婚(内縁)、33年7月協議離婚、同年8月復縁
本人	26	なし	

(2) 生活の状況

夫とは女性問題で一度協議離婚したが、就職が思わしくなかつたりして経済的にゆきづまり復縁したもので、現在も夫には愛人がありその関係を断ち切るあてもない不安定な生活をおくっている。夫と別れるとさしあたり生活が困るので、便宜上同棲しているが将来のため、また、離婚の際夫の兄からもらった慰謝料30,000円の返済金をつくるため通勤出来る仕事をさがしている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

高小卒直ちに某工場に就職したが、多い収入を求めて次々と職場をかえているうち、18才の時、収入の多い働き口を世話するという人の甘言にのせられ特飲店に入り売春婦として働くようになった。働くにつれて前借金があふえ、病気が悪化し商売をつづけるのが困難となつたところへ、たまたま結婚するという愛人が出来たので廃業を決意し、昭和31年11月特飲店を逃亡、更生を求めて婦人少年室にかけ込み、約7年の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

就職(家庭女中) 婦人少年室協助員のあつせんで某特志家の女中として一時就職したが、廃業以来解決をすすめてきた13,000円の前借金が婦人少年室と業者との話し合いで摩引となつたので、女中をやめて売春婦当時の愛人と結婚した。

結婚 結婚生活3年にして夫に愛人が出来、夫婦間の愛情が冷め、その上夫は会社の公金に手をつけ出し、そのまま進めば刑法上の罪人にもなりかねないので愛想をつかして協議離婚した。

就職(旅館女中) 婦人少年室の世話で旅館女中として住み込んだが淋しさに耐え切れず3日でやめた。

就職(大衆食堂給仕) 自分で職探しをした末、長崎市の某大衆食堂の給仕となつたが労働条件がはつきりせず不安定でやめた。

復縁 離婚後1カ月で経済的に困つたことと、愛情問題が清算しきれず先夫と再び同棲し現在に及んでいる。

4 現在困っている問題

復縁したため、離婚の際、夫の兄からもらった慰謝料を返済しなければならないが適当な働き口が見付からないで困っている。

5 調査担当者の所感

7年近い売春生活をしてきたにもかかわらず結婚後は主婦としてまじめに家庭を守つてきたが、結婚相手を選び誤つたため現在苦しんでいる。結婚相手は身持が悪く、その上相手の家族が本人の前歴によって差別待遇をし籍を入れない。

一方、本人は根強い劣等感をもつていて前歴を見られることを極度におそれ堅気な職場を求める勇気をもたない。

事例 (6)

県 名 福 井
氏 名 K・N
年 令 31 才
学 歴 青年学校卒
結婚の状況 有夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
夫	30	店員	昭和33年7月結婚、売春婦時代のなじみ客
本人	31	なし	

(2) 生活の状況

市内のアパート（4畳、3畳2間）を2,100円で借り夫と一緒に住んでいる。夫の収入は歩合制のため月によって異なるが大体12,000円程度である。主食は農業をしている夫の兄が援助してくれるので2人だけの生活は十分賄われているが昼間何もしないのは勿体ないので働きたいといっている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

早くから両親を失い叔母に育てられた。二年余り織布工として働くうち、ある男性と知り合い同棲したが半年程で別れた。働き口をさがしているうち紹介人にだまされ名古屋の中村遊廓に売られた。当時22才であった。その後福井県の鯖江市、福井市の赤線を転々として売春防止法全面施行直前の33年3月末まで約10年の売春生活を送った。

(2) 廃業後の生活

二号生活 33年3月末、婦人少年室に訪づれ、就職あつせんの申出があつたので再三就職口を世話したが、我儘が強くきまらぬうちになじみ客の二号になった。

結婚 なじみ客の1人（現在の夫）がキャバレーのダンサーに世話すると勧めてきたが本人はもつと真面目な職を得たいと断つた。そんな事が縁になり二号生活をやめて結婚した。

3 現在困っている問題

夫は無口で過去の生活を話さないこと、自分をキャバレーにあつせんし

ようとしたこと等を考え合えると、やくざに関連性があるのではないかと結婚したものの入籍もしないので不安である。

4 調査担当者の所感

現在は結婚して一応更生はしているが、夫に対して不信の念をもっている状態では将来性がうたがわれる。また、本人は意志が弱く苦しみにたえてゆく気力にかけており、売春婦であつた事が知れるのをおそれて就職もなかなか定らず真剣さが乏しい点も問題である。

事例 (7)

県 名 千葉
氏 名 M・T
年 令 24 才
学 歴 小 卒
結婚の状態 有夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
夫	27	脱 歌 師	昭和33年2月結婚、売春婦当時のなじみ客
本人	24	の み や 中	

(2) 生活の状況

市内に間借りをしている。生活費は夫の収入と本人の収入とでまかなっているが、夫の収入は不定である。本人は三食付で働いており、給料は歩合制で売上額の1割が月ごとにわたされ大体3,000円から4,000円である。毎日午後2時頃から出勤し夜中の1時から1時半頃まで働いているが夫婦の就労時間が大体一致しているので現在のところ別に問題はない。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

実父は聯隊出入りの縫製職人であつたため、終戦と同時に失職した。一家は会社づとめの姉の収入と工場づとめの本人の収入で生活していたが、姉が結婚したため、本人の収入では一家の生計がたたなくなり、18才の時親にだまつて自分からすすんで売春婦になつた。その後、肋膜炎になり家に帰つたが1年後再び売春婦に転落、通算5年7カ月の売春生活を送つたが、昭和33年2月、千葉市の某特飲店を最後に、業者の薦業を機会に更生した。

なお、本人は婦人少年室が行つた調査の対象者となつたもので、その際「実母が売春をやめることを決めている」と訴えたため引続き本人ならびに親許に対して更生指導を行つていたものである。

(2) 廃業後の生活

芸 者 自分からさがして芸者になつたが、衣類其の他の経費がかかり借金がかさむため約2カ月でやめた。

結 婚 売春婦当時の知り合いと同棲、一方、「のみや」の女中とな
就 職 (のみや女中) づつ働き現在に及んでいる。

3 現在困っている問題

なし

4 調査担当者の所感

表面は一応更生に成功しているようであるが、本人の更生意志が弱いこと、現在の夫は“ひも”的存在で本人の収入をあてにしている様に見うけられる点が一考を要する問題である。

事例 (3)

県 名 山 形
氏 名 A・K
年 令 23 才
学 歴 中学卒
結 婚 の 状 態 有夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	不 明	水道工事 現場監督	昭和33年6月21日入籍、更生後の づとめ先で知り合った再婚者(先 妻とは生別、子供なし)
本 人	23	な し	

(2) 生活の状況

夫の収入により生活しており、本人は現在無職である。夫は本人の前歴(売春婦であつた事)等全て諒解の上結婚を申出たもので、夫婦仲極めてよく満足した生活を送っている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

本人は実父の不義の子で、養護施設に預けられ、そこから学校に通つていた。中学終了後、間もなく家庭女中として働いたが、18才の時、実父に連れ戻され、宮城県のある特飲店に売られた。

同店で売春をしていたがいくら働いてもふえていく借金に疑問を感じ昭和30年1月、以前家庭女中をしていたK氏宅に逃げ帰つた。K氏より更生相談を受けた婦人少年室協働員の措置により、家庭(義兄宅)に復帰し、1年6カ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰
(義兄宅) 実父の探索、業者の再三の脅迫の手からのがれるため義兄宅に身をかくした。本人の希望により東京に就職がきまり、県の支度資金まで借りる手配をしたが、妊娠している事が判つて上京をとりやめた。

就 職
(そばや
女 中) 間もなく「そばや」の店主の協力を得て同店の女中となり住込んだ。

その間人工中絶を行っているが、約1年で食堂の女中に変った。

(食堂女中) 間もなく知人の紹介で、以前から希望していた東京に就職が
かない上京した。

(そばや
女中) 都内の某「そばや」に就職したが、たまたま同店の水道工事
の折、監督として来た某(現在の夫)と知り合い結婚のため
退職した。

結 婚 昭和33年6月入籍。現在に及んでいる。

3. 現在困っている問題

売春婦をやめて3年になるが現在も親許、元棲主に居所を知られることを
おそれている。

親許に連絡する事によつて再転落させられるおそれがある。

4. 調査担当者の所感

本人自身いくら働いてもふえていく借金に疑問を感じ売春を嫌つて逃げ出
したこと、逃げ出した先が理解のある人で本人の更生のため適切な措置をと
つてやつたこと、本人の前歴等すべて諒解の上結婚を申出た現在の夫にめぐ
りあつたこと等が更生を成功させた点である。

事例 (9)

県 名 兵 庫
氏 名 H・K
年 令 34 才
学 歴 小学卒

結 婚 の 状 態 有夫 子供2人(先妻の子供夫の奥家にあづけてあ
る)

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	43	旅館風呂 たき	昭和33年結婚
本 人	34	" 女中	
雇 用 主	40	温泉旅館 業主	
雇用主妻 同 子 供	33	小学三年 幼稚園	

(2) 生活の状況

子供2人は夫の亡妻の子供で(高校1年生と中学3年生の男子)夫の実
家にあづけてある。

夫は風呂たきの月給として現在8,000円、妻が女中として3,000円の給
料をうけ住込、食事付という条件で働いている。郷里に預けてある子供に
学費として5,000円を月々仕送りしたり、本人が病弱のため医療費に消費
することが多いが現在は何とかやっている。夫は余り丈夫でないため、風
呂たきは体にこたえ発病する恐れがあるので他に適当な職業及び住居があ
れば変りたいが心あたりもないので子供への仕送りの事を考えて辛抱して
いるといっている。

2. 更生の経緯

(1) 売春歴

21才の時満州から引揚げ百貨店、パチンコやの店員として働いていた
が、26才の時友人にすすめられ、無断で家をとび出し京都の島原に女中と
いう名目で雇われ、前借金30,000円で売春婦となった。

一旦なみ客の尽力で更生しかけたが悪質な仲介人にあい宿井、山中温
泉にうられた。その後病氣のため親元へ帰つたがその時借金は50,000円と
なっていた。借金返済のため31才の時再び妹の働いている(売春婦)綾崎

に転落した。そこで現在の夫と知り合い昭和32年3月、結婚を機会に通算5年7カ月の売春生活から更生した。

(2) 廃業後の生活

結 婚 32年3月15日現在の夫と結婚のため売春婦を止めた。

就 職 32年4月夫は宝塚市の医師宅へ雑仕夫として就職し収入5,000円を得たが、生活費不足のため、本人は近所の化粧品店へ女中兼店員として通勤食事付日給180円で働いた。

実家へ帰る 間もなく病気になるため実家に帰った。夫が婦人少年室に、妻と共に働くという話し合いで一緒になつたが妻には働く意欲がないらしく、その上身体が労働に適さない様であるが子供の仕送り等を考えると共働きしなければならないがどうしたらよいかと相談にみえた。

就 職 職業安定所のあつせんで夫婦共に現在の処に働くようになった。ここでも本人は疲労のため寝込んだり、ヒステリー症状を起して夫や雇主とよく喧嘩している。

8. 調査担当者の所感

(問題点)

多年にわたり売春婦として生活してきたことが身体にさわつている様であり、はげしい仕事にむけることは無理と思われる。夫には勿論、雇用主にも理解と同情をもつてほしいと思う。本人は気むらがあり、信じられぬ言動を見せるが夫にも多分に利己的な点がみられ今後の夫婦生活にも問題が残され不安定の感がある。

事例 (44)

県 名 静 岡
氏 名 S・N
年 令 25 才
学 歴 小 卒

結婚の状態 有夫 子供1人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
夫	24	工 員	元船員でなじみ客
長 女	7		離婚した前夫との子供
本 人	25	工 員	

(2) 生活の状況

夫は現在工員で、1日300円の収入を得ているが仕事がない時もあるので生活は苦しい。

生活費を補うため、本人は静岡市内の某会社につとめ、ペーパーかけや糊付け仕事に従事し1日130円を得て働いている。

住居は本人の実家の1間を借りて前夫の子供と3人でくらしているが、実家は狭い上に大家族で、ことに弟夫婦と本人連はうまくいかず、大分気がねしている。

弟夫婦はサンダルの内職でくらしをたてているが、夫も仕事のない時はその手伝をしている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

昭和23年結婚し子供をもうけたが夫が怠惰で働きがないため両親のすすめで協議離婚し、子供をつれて実家に帰った。実家は貧しく、子供とともに世帯になつていくことも出来ず、自らすすんで焼津市の特飲店に働きに出た。その後宮城県石巻市の特飲店に移ったが収入が少く悪条件のため再び焼津市の特飲店にもどった。間もなく腎臓病、たん石病、神経痛になやまされ十分働くことが出来なくなつた。たまたまなじみ客の船員(現在の夫)と親しくなり、結婚のため更生を決意し、前借金、荷物の受取り等について相談にのつてほしいと婦人少年室を訪れた。当室の措置により間

題の解決をみ、昭和32年9月、通算6年の売春生活をやめて一先づ実家に帰った。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 実家に帰り、弟、妹の世話をしながら家の内職を手伝っていた。

結婚 (工員) なじみ容であつた現在の夫と結婚した。夫は船員をせめ、実家の内職の手伝、近所の新開地に自産で働く等細々の収入で生活していた。間もなく本人は家計を補うため市内の某会社の工員として働いた。

その後夫は定職を得て落付いたが収入が少ないため現在も工員として働いている。

3 現在困っている問題

実家が狭いため立退きをせまられているが生活に追われているため転居する場所も費用もなく困っている。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

結婚相手をみつけたことと、母親としての自覚にめざめたことが大きな動機となつて、自分の意志で更生したため、種々困難な問題にぶつかつても切り抜ける意志を曲げなかつた。

(問題点)

現在工場づとめをしているが、身体が丈夫でないため、普通の作業でも無理を生じるので健康の恢復をはかることが先決であると思われる。

2 職場生活営んでいる更生婦人の事例

事例 (1)

県 名 宮 城
氏 名 T・R
年 令 39 才
学 歴 旧高女卒
結婚の状態 死、別 子供3人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
養 母	71	な し	
長 男	22	理 容 士	
次 男	20	"	
長 女	17	店 員	
本 人	39	保険外交員	

(2) 生活の状況

本人は現在生命保険の外交員として働いており、固定給5,000円のほかに保険料の契約金の歩合を得ている。収入の少ない時は和裁の内職をやっているが、子供達も成長して働いているので毎日の生活は何んとかやつて

いる。
なお、本人は外交の仕事にもなれ、子供も大きくなつて張りのある生活を送っている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

夫とは昭和19年に死別、終戦間もなく樺太から引揚げ、仙台市の母子寮に落付いたが、一家を養う必要から養母が探してきた市内の特飲店に働きに出た。それが最初の転落で、当時23才であつた。そのうち駐留軍キヤン

プに働くことをすすめられ、朝八時から夕方五時までキャンプで働いたが夜は「芸者置屋のアルバイト」となり売春を行っていた。朝から夜おそくまでの労働は身体につらく、間もなくキャンプをやめ置屋だけに働いていたところパトロンが出来、家を持つため置屋をやめた。その後パトロンに死別、再び生活の必要から仙台市内の赤線に転落した。昭和30年春、前借金 70,000 円で宮城県の気仙沼の芸者置屋に被替えし売春を働いていたが、子供達が成長して働くようになったことと、母親としての愛情にあざめたことが動機で、昭和31年5月に更生を決意し、通算約8年間の売春生活をやめて家に帰った。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 前借金約 100,000 円の返済のため働かねばならず困つて婦人少年室に就職のあつせんを依頼してきた。

就 職 室の措置により、市内の食料品店につとめたが給料が少ない上に売春時代の前借金返済にせめられ、やむなく元業者出入りの染物屋の誘いに承諾し芸妓屋に入った。

芸 者 下宿形態で月12,000円払わねばならず、生活も売春婦時代の繰返しにすぎないので成長した子供のことなど考えてやめた。

就 職 家庭に帰り市内の某飲食店の女中となつた。この間に前記借金の問題も法務局、警察、婦人少年室の配慮により月賦返済ということで解決した。

(飲食店女中)

就 職 借金問題も落着いたので知人の紹介で33年11月保険会社の外交員となり現在も引き続き働いている。

(保険外交)

3 現在困っている問題

特になが、置屋の借金返済を毎月2,000円づつしなければならないので経済的にらくでない。

4 調査担当者の所感

子供たちの成長とともに愛情にめざめ、更生しようという意欲が出てきたことが更生の第一歩であつたと思われる。

事例 (2)

県 名 愛 媛
氏 名 Y・T
年 令 29 才
学 歴 高女卒
結婚の状態 離 別 子供1人(知人に預けてある)

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

アパートに1人で住んでいる。

(2) 生活の状況

現在市内のカクテルバーにつとめ固定給8,000円、その他チップを入れると月10,000円の収入を得ているがアパート代、食費、被服費がやつとまかなえる程度である。本人は「無意味な生活をしておりなんとかこうした商売から足を洗いたい」といつている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

2度結婚したがいずれも失敗(1人は死亡1人は離別)して自暴自棄になり、知人が仲居をしている道後の赤線に前借金10,000円で転落し4ヵ月余りをすごしたが、昭和32年3月福岡へ帰住して更生したいと婦人少年室に相談に来たものである。

(2) 廃業後の生活

就 職 婦人少年室の協力で九州の知人のところへゆき黒板工場の女工として1年働いていたが、同僚と結婚のためやめた。

(女工)

結 婚 結婚生活に入つたが、相手が性格異常者でいつも喧嘩が絶えず別れた。

就 職 福岡から松山に来て現在の生活に入つた。

(女給)

3 現在困っている問題

今の仕事は自分にはあわないので、かたい就職口があつたら変りたいがなかなかみつからず又、今まで子供(小学4年生)をあづけておいた人が、東京へいくので引きとらねばならないがどこへあづけたらよいか困っている。

4 調査担当者の所感

(問題点)

本人は寮の炊事婦の様な仕事をやりたいと望むが前歴が邪魔をして水商売以外に就職口がなかなかない。ことに本人は性格的に水商売には不向きで現在の生活からのがれようとあせっている様にもみられるので、早く精神的にも落ち着かせることが必要であると思われる。

事例 (8)

県 名 兵庫

氏 名 N・K

年 令 28 才

学 歴 高校1年中退

結婚の状態 未婚(婚約中)

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

アパート(8畳1間)を借りて独居、自炊生活をしている。

(2) 生活の状況

神戸市のバーに女給として通勤している。勤務時間は午後5時～11時迄、月収は固定給12,000円の外にチップ(1日平均200円)があり、合わせて13,000円を得ている。支出費は室代2,800円、食費、被服費、其他雑費となつてゐるが、1人生活のため収入のバランスのとれた生活を送つてゐる。本人は「堅実な婚約者(公務員)が出来、その上職場も働きよいので満足している」といつている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

生家は熊本県であるが貧困家庭のため31年妹と共に家を飛び出し神戸にきた。家には会社につとめているという事にして福原の特飲店に売春婦として住込んだ。引続き約2年間売春生活をしてゐたが、売春防止法全面施行直前の昭和33年3月、素者の転業を機会に更生した。

(2) 廃業後の生活

病氣療養 廃業後の就職問題で婦人少年室に相談に来たが、健康を害しているため、室の措置で入院療養することにした。約1ヵ月で退院したが、その後は友人と共にアパートをかり静養を続けていたため、売春婦時代につくつた30,000円の預金を使い果してしまつた。

就 職
(仲居)

婦人少年室で就職先をみつけている間に、勝手に廃業直前に働いていた業者の妹の転業先のお座敷サロンの仲居として働いた。固定給9,000円は名目のみで労働条件に不満を持っていたところ、6月中旬右サロンは、売春防止法及び風俗営業取締法違反で検挙されたのでこれを機会にやめた。

就 職
(女給)

5月20日から固定給6,000円とチップが収入になるということで外人バーの女給としてつとめたが、1ヶ月後から固定給を1,000円引下げるとの事に不満がありやめた。

就 職
(女給)

6月、前記お座敷サロンのマダムの紹介で神戸市のバーにつとめ現在に及んでいる。

3 現在困っている問題

特にないが強いていえば売春婦をしていた事が親に知れては困る。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

経済的な安定と、婚約者を得たことで気分的にも落ち着き、将来に対するの

希望をもつようになつたことは一応の成功と思われる。

事例 (4)

県 名 石 川
氏 名 I・K
年 令 46 才
学 歴 高女卒
結婚の状況 死 別 子供 2 人 (1 人は他家へ養子縁組)

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
雇用主	不明	小料理屋	入院中
同妻	"	なし	
朋輩	"	酌婦	
本人	46	"	

(2) 生活の状況

勤務先に住込み酌婦として働いている。収入は月10,000円から12,000円で生活費、衣類、娯楽、保険にあて現在のところ生活には困っていない。

本人には死別した夫との間に娘が1人いるが、望まれて結婚したにもかかわらず、母親の売春歴が知れて離婚になつてしまつたため、現在は母親によりつかず離れずの女給をしながら1人でアパート住いをしていいる。娘の問題から初めて過去の生活を悔い、現在は地味な生活をしていこうと努力している。

2. 更生の経緯

(1) 売春歴

夫の死亡、1人娘の結婚で1人暮らしとなつてからは男性関係で奔放な生活を送っていた。昭和29年43才の時、某おでんやで知り合つた男性と同

棲し男児を産んだが、相手が認知しないため子供の養育費に困り、30年2月前借金35,000円で特飲店の売春婦となつた。子供は他家に預け、養育費7,000円を支払っていたが32年3月某家へ養子にやつた。その後前記一人娘が本人のような母親がいるとよう理由で離婚され、はじめて自分の生活を悔い更生を決意し、32年4月同店を飛び出し、3年2カ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

旅館女中 廃業と同時に知人の世話で旅館女中となつたが、前借金が未解決で元業者にひきもとされそうなのでどうにかしてほしいと婦人少年室に相談にきた。措置の過程においてその旅館は青線経営で本人も客をとつていことがわかりやめさせた。

料理屋女中(青線) 就職あつせん中、自分で再び青線経営の料理屋に住込み女中として入つた。同店で23,000円の前借をしてやめた。

旅館女中 新聞広告により旅館の住込み女中となつたが、客に借金したり、客の品を入賞したり、若い愛人としび歩いて仕事がリズムになつたりで店主から注意され、堅気な旅館にいやけがさし3カ月足らずで飛び出した。

温泉旅館女中 温泉旅館の女中となつたが、期望とけんかをして飛び出した。

飲食店女中(青線) その後は売春婦時代の朋輩に誘われては、青線の飲食店を転々と移り売春をしていたが、5回目の鞍替を最後に、売春防止法全面施行直前の3月廃業した。

家政婦 過去の生活を悔い家政婦としてまじめに働らき出したが、仕事がつらいため1カ月も続かずやめてしまつた。

酌婦 小料理屋に酌婦として住込み現在に及んでいる。

3. 現在困っている問題

きりよう好みで望まれて結婚した一人娘が、本人のような母親があるとい

う理由で離縁になり、母である本人に会おうとしない。

4 調査担当者の所感

本人自身に問題があるケースではあるが、自身の生活が娘を不幸にしたということで、母親らしい悲しみ傷心を抱き真面目になろうとする気持が出ているので、この気持をいつまでも持ち続けるように指導援助していつたら案外早く完全更生していくのではないかとと思われる。

事例 (6)

県 名 鳥 取
氏 名 K・M
年 令 24 才
学 歴 中 卒
結婚の状態 離 別 (現在婚約者あり)

1 現在の状況

(1) 一緒にくらしている人

廃業後、前もって探してあったY方の4.5畳を1,200円で借り独居。

(2) 生活の状況

市内のパチンコ店に3食付5,000円の契約(入店間もなくでまだ給料はもらっていない)でつとめている。勤務時間は昇出の日は朝7時から遅出の日は8時からの隔日交替で夜10時までである。パチンコ台の裏にいて玉の調節をする仕事で更生後についた職のうちでは収入が一番多いが、廃業後の失業の際、滞納した家賃や生活費の借金を返済しなければならないので苦しい生活が続いている。

現在結婚を約束した28才の青年(売春婦時代のなじみ客、現在臨時人夫、求職中)がいるが彼の就職先が定まるまで結婚をみあわせている。その青年は、以前ぐれて親に勘当されたことがあるが、現在は真面目な生活を送っており、度々本人を訪ねてきては生活指導をしている。彼が昨年暮創価学会の信者になったのに刺激されて本人も入信し、最近「折伏」にも出

かけている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

早くに父親に死別し、母親の手で兄と貧しい暮らしの中で育てられたが昭和35年母親の死とともに近所の者の世帯で大分市の赤線に動き出したのが転落の最初で、当時16才であつた。その後福岡、山形、鳥根、大阪、鳥取等転々として10余回、32年3月20日鳥取の赤線から更生を決意して婦人少年室を訪ね就職を依頼、約7年間の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

就職(工員) 職安のあつせんで市内の某木組工場に日給150円でつとめた。生れてはじめての肉体労働であつたがよくつとめ勤務態度も立派であつた。2ヵ月間は休みなく働いていたが妊娠3ヶ月の手術のため3,4日無断欠勤したのが原因で解職となつた。

病氣療養 妊娠中絶の際子宮の悪いことが発見されその治療のため、又以前よりの梅毒の治療のため市民病院と、保健所にそれぞれ通っていた。前記の職を失つたその日より生活保護を受けていたが生活は苦しく米屋八百屋等の借金(約2ヵ月分)がふえてきた。

就職(人夫) 病氣も快復したので知人の世話により山へ薪をつくりにくく人夫として市内の薪炭商へ雇われた。この仕事は請負いで就労日も少なく月5,000円の収入であつた。9月末まで働いたが山仕事も減つてきたので解雇された。

就職(工員) 職安の世話で市内の製めん工場に臨時工として日給200円でつとめた。うどん玉製造の手伝い、卸やへの配達等が本人の仕事であつた。11月末妊娠中絶(今回は婚約者との関係であつた。)のため20日間無断欠勤したため解雇を云わたされた

が、年末を控えて困り、5日間だけ働かせてほしいと頼みそのまま働いていたところ、この5日間の働きが雇用主を感激させ翌年の4月までつとめることが出来た。然し定期的に繁閑の激しい製めん工場なので暑さとともに臨時工全員解雇され、本人もその中に加えられてやめた。

失 業 職がないので近所の手伝い等をして生活していた。

就 職 店先の店員募集紙をみて現在のパチンコ店に勤めた。就職33
(店員) 年7月13日

3 現在困っている問題

婚約した相手には定職がながなみつからないし、相手の両親は2人の結婚に反対するので、いつまでも結婚が出来ないで困っている。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

本人に更生意欲が十分あったことが更生生活を現在まで持続させている。

(問題点)

1年2回の妊娠中絶が折角の職を失わせ、真面目に働くことの大切さを認めながらも忍耐と持久力に乏しいため、常に貧困につきまとわれ物心両面の貧しさが完全な更生を少しずつ阻んでゆく様に思われる。

今までの状態が何時までも続くと再転落する恐れがあり一抹の不安が感じられる。

事例 (6)

県 名 鳥 取
氏 名 K・M
年 令 23 才
学 歴 中学中退
結婚の状況 有 夫

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	22	店 員	売春街で働いていた時知り合った人昭和33年4月結婚(内縁)
本 人	23	女 給	

(2) 生活の状況

現在市内に6畳1間を1,600円で借りて夫と共に生活している。

夫は市内の醬油店につとめ、本人はバーで働いている。夫の収入は全部借金の返済(夫が結婚する前にあつたもの)にまわし、本人の収入で生活している。今までと違つてお金の貴重なことが判り無駄使いせずきりつめた生活をしている。

赤線にいた時は親許に送金していたが今はそれも出来ないので生活をきりつめるため近いうち郷里の家族を呼んで一緒にくらすことを考え夫も同意している。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

複雑な家庭に育てられ、実父(呉服商)死亡後は老母の養母と妹を養うため学校を中退して、鹿児島県の料理店バー等で働いていたが18才の時大阪にきて転落した。その後鳥取市瓦町の特飲店に鞍替えし売春防止法施行前日の33年3月31日まで約4年6か月間働いていた。

(2) 廃業後の生活

就 職 廃業後も故郷の家族を養つてゆかねばならないので就職先を
(女給) さがしてほしいと婦人少年室に相談にきた。当室のあつせんを待たず、自分で働き口をみつけバーの女給となつた。
結 婚 間もなく、売春婦当時に知り合った現在の夫と結婚した。家庭生活を営む一方つとめは続け現在に至っている。

3 現在困っている問題

特になし

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

家族を養うため収入の多い仕事として売春を選んだというケースで、防止法がなかったらぬけられなかったのではないかと思います。一方、廃業後、気分的に落着いて働ける職場を得たことと、結婚生活に入り入籍を目標に夫と協同で生活の建設をすすめていること等が更生への一助となつている。

(問題点)

売春婦当時、本人の送金によつて生活していた家族をよびよせて一緒にくらす希望であるが、それだけの経済的な余裕があるかが問題である。

事例 (7)

県 名 秋 田
氏 名 T・T
年 令 39 才
学 歴 小学卒
結婚の状態 死 別 子供1人

1 現在の生活

(1)一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
雇 用 主	不 明	割烹店主	
同 妻	"		
同 子 供 (3)	"		
朋 友 7 人	"	女 中	
本 人	39		

(2) 生活の状況

長男(17才)を市内の職業訓練所へ入所させ、寄宿舎に入れ本人は就職先に住みこんでいる。

現在勤めている割烹店は真会場や結婚式場にも使用されるところで、勤務時間は午後2時頃から夜10時頃までである。

収入は1ヵ月三食付で固定給1,000円、他にチップを入れると多い時で7,000円少い時は4,000円位になる。

毎月子供の寄宿料として1,600円訓練所に納めるのが定支出になるだけで生活は楽である。廃業後ここにつとめはじめた時は経済的にも苦しかったが次第になれ、今では一流割烹の女中として金銭にかえられないプライドを持つ様になり、身体の続く限りつとめたいといっている。

3 更生の経緯

(1) 売春歴

昭和19年夫と死別後子供を育てるために女中奉公等転々としていたが、子供の成長と共に経費がかさんでどうにもならず昭和29年頃秋田県の角館町の売春街に身を沈めた。しかし、子供に対して自分の職業を恥じ、何とか更生したいと婦人少年室を訪れ、室の指導を受け、昭和32年10月、売春生活3年6ヵ月で更生生活に入つた。

(2) 廃業後の生活

婦人少年室協働員の協力により割烹店の女中に就職、現在も真面目に働いている。

3 現在困っている問題

来春子供が職業訓練所を出るのでよい就職先があればよいとねがっている。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

更生第一歩としてよい環境のところへ住込んだ事によつてすべてが教われたものだと思う。

息子も希望通りの道にすすむ事が出来、母親としての自覚、喜びを更に強くもつ様になつたことが成功の鍵であろう。

事例 (8)

県 名 奈良
氏 名 A・K
年 令 38 才
学 歴 高女卒
結婚の状態 死 別 子供3人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
継 母	不 明	な し	
長 男	18	会 社 員	現在其業大学夜間部通学、最初の夫の子供
次 男	13	中 学 生	最初の夫の子供
三 男	9	小 学 生	私生児
本 人	38	会 社 員	大阪の宣伝車会社に勤務

(2) 生活の状況

継母は亡夫の年金と長男戦死による扶助料とで月8,000円。長男は本年高校を卒業して大阪の会社に勤務して月18,000円。本人も大阪の宣伝車会社に勤務し月収7,000円を得ているので経済的には安定した生活をしている。本人は仕事も面白く近頃は宣伝原稿も書けるようになったと現在の職場に楽しく働き、又子供達も立派に成長したので大変うれしいと云っていた。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

昭和19年夫に死別し、2人の子供を抱えて、上海から引揚げてきた。実家に帰り、某会社の事務員として働いていたが、22年、ある男性と知り合い世話になるようになった。間もなく妊娠(3男)したがその男性は世間体をはばかり認知せず養育費も出してくれず別れてしまった。その後3人

の子供をかかえ、保婦の助手となつて働いていたが、25年父親の死亡にあい、生活が苦しくなつたため、仕方なく母親(継母)に子供をあづけて大和郡山市洞泉寺の赤線に転落した。当時31才であつた。引続き同所で働き養育費を送つていたところ、たまたま婦人少年室が実施した調査の対象者となり、これが機会に室の更生指導を受け廃業を決意し、昭和33年3月、長男の高校卒業と同時に約6年10ヵ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 子供達の許に帰つた。前に働いていた大和郡山市で職を求めたが前歴がわざわざいしてなかなか見つからず困つて、大阪の職業安定所に依頼した。

就 職 前記安定所のあつせんで、宣伝車会社に就職し現在に及んでいる。
(会社員)

3 現在困っている問題

時にないが長男が母親の前歴を知り母親に対しての信頼感を失うのではないかと心配している。

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

よい就職口があり収入も固定しているので経済的に安定したことと、その上に子供達が成長して母親としての自覚をもつたことが更生生活を迎える大きな力となつた。又長男が抱いている母親に対しての不信からのがれようと本人は懸命に努力している真剣な姿がみられ、心身共に更生しているように思われる。

事例 (9)

県 名 和歌山
氏 名 K・S
年 令 26 才
学 歴 新中卒

結婚の状況 未婚

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

1人でアパートを借りて住んでいる。

(2) 生活の状況

結婚するつもりで売春婦を止めたが、この婚約者が行方不明になり捨てられた結果になった。勿ち生活に困りW市のアルバイトサロンに就き、現在月10,000円位の収入を得ている。

売春婦当時よりも収入が少いうえに生家からは相変らず金の融通をせびられ、自分の生活費にも事欠く時があり、経済的には困っている。しかし、他に自分に向く様な働き場所もないと思い一生けん命働いている。

2. 更生の経緯

(1) 売春歴

家庭が貧困のため18才の時親戚に養女にやられたが、その家族との折合が悪く22才のとき養家をとび出し和歌山市天王新地に転落した。同地で約4年間働いていたが、たまたま婦人少年室が行った調査の対象者になったのが機会に更生を決意し、借金の返済につとめるかたわら働き口をさがしているうち結婚相手が出来、33年3月廃業した。

(2) 廃業後の生活

廃業と同時に結婚相手にすてられ、生活の基盤を失い、困ったあげく、自分でさがした前記和歌山市のアルバイトサロンに就き、現在同所で働いている。

3. 現在困っている問題

収入が少い上に生家からお金をせびられるので生活が苦しく困っている。また、折角更生を誓って働いているのに客から前の商売のことを云われてつらい思いをしている。

4. 調査担当者の所感

更生のきっかけとなった結婚は失敗したが、よく立直つて更生する意欲が大きかったことは一応成功と思われるが、一方、本人自身の生活費にも事欠く程、生家から金の融通をせまられている現状には問題がのこされている。

事例 00

県 名 香 川

氏 名 K・K

年 令 30 才

学 歴 高小卒

結婚の状況 有 夫 子供1人

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年 令	職 業	備 考
夫	31	人 夫	
子 供	8	小 学 2 年	離婚した前夫の子供
本 人	30	女 給	

(2) 生活の状況

夫はK会社の人夫で、月給350円を得ており、又、本人も以前売春婦をしていた時の業者の転業先であるやきとりバーに、月15日位夜だけ通い、チップとして1日平均200円を得ているので、経済的には一応満足した生活をおくつている。

夫は真面目に働いているが、胸部疾患の経歴があり激しい労働にたえられず、また、本人も神経痛で昼間はねたり起きたりの状態で、健康には余り恵まれていない。

涼しくなったら魚の行商をやりたいといっている。

2. 更生の経緯

(1) 売春歴

昭和31年、夫が病気のため失職した。家計を支えるため丸亀市北平山町

の特飲店に売春婦として住込んだ。同所で約二年間働いていたが売春防止法全面施行と共に廃業した。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 売春婦をやめ夫の許に帰った。魚の行商を思い立ち、融資について婦人少年室に相談に訪ねた。室と福祉事務所の協力を得て、県より更生資金30,000円をかりつけた。

魚の行商 自転車、荷台の購入、魚市場へ保障金の納入等ですぐに15,000円を消費したが、暑さで魚の腐敗がひどいので、本人の健康がつづかないので、採算がとれず5月一杯でやめた。

就職(集金人) 求入広告をみて市内の某金融会社の集金人として働いたが、歩合給で労働の激しさと引合わずやめた。

就職(バーの女給) 元濯元の転業先のやきとりバーに夜だけ通い、大体1ヵ月15日位稼働し現在に至っている。

3. 現在困っている問題

夫が臨時工のため、何時失業するか判らないので心配である。また、夫婦とも体が弱いことも困っている問題である。

4. 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

廃業の際借金等のもつれもなく夫の許に帰れたこと、また、夫が悪質な“ひも”にならず本人の廃業を機会に働きはじめたことが本人の更生を容易にさせた。

(問題点)

本人は秋になったら魚の行商をやりたいと云っているが、身体が弱いので続かないのではないかと。また、夫も臨時工でいつ失業するか判らず、貯金もないので、更生資金の残額15,000円を生活費として消費してしまうおそれがある。なお、夫は過去において本人の売春で稼いだ金で生活していた経歴の持主で、将来の生活については危険なものを感じられる。

3. 家庭復帰している更生婦人の事例

事例 (1)

県 名 宮 崎
氏 名 T・T
年 令 31才
学 歴 旧高女卒
結婚の状況 死 別 子供2人

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職 業	備 考
実 父	64	旅館・食堂 の経営主	
実 母	58	家業の手伝	
実 弟	23	な し	
実 妹	25	事 務 員	
	21	洋服学校生	
	16	中 学 生	
長 女	12	小 学 生	
次 女	8	小 学 生	
本 人	31	家業の手伝	

(2) 生活の状況

実家の家業(旅館・食堂)を手伝うかわら、時々近所の割烹店へ働きに行き僅かな収入を得ている。実家は弟妹が多いのでいつまでも厄介になつては行かないが2人の子供を育てるためには、普通のつとめでは収入が少ないので自分で水商売を営みたいといっている。一方、母親は現在の店を本人にゆずつて自分達は隠居しても良いといっているが、田舎ではあり、客も少い上に弟妹も多いので、結局親の世話になるのではないかと本人は決心しかねている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

娘時代は不自由なくすごし、宮崎の某高女を卒業した。20年7月結婚したが、24年3月夫に死別したため、2人の子供をつれて実家に帰った。その後実家の家業（旅館経営）を手伝っていたが、経費不振で借金がかさみいづらくなつたので子供を母親にあづけ、両親に反対されたが、適当な職がないままに仕方なく売春婦に転落した。当時24才であつた。大分、鹿児島と転々として働いていたが、たまたま通人少年室で行つた調査の対象者となつたのが機会に、室の更生指導を受け売業を決意してゐたところ、昭和33年2月、業者が廃業したのを機会に約7年間の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

就職 廃業後直ちに鹿児島市の某キャバレーの女給となつたが、性
(キャバレー 女 給) 格に合わずやめた。

就職 間もなく、同市の料亭店に就職した。同店で知り合つた男性
(料亭店女中) の世話で小料理屋を出させてもらうことになつたが、男性の奥さんに知れ、一時帰宅しているようにいわれたため宮崎の実家に帰つた。

親許復帰 実家の家業を手伝ひ現在に及んでいる。
(家業の手伝)

3 現在困っている問題

更生資金をかりて小料理屋を経営したいと思うが、実家の生活程度や、宮崎でかりて鹿児島で商売するという点で貸りられるかどうかかわからず、先のことを考えては途方にふれてゐる。

事例 (2)

県 名 福 岡
氏 名 M・Y
年 令 21 才
学 歴 中学卒

結婚の状態 未 婚

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
実 父	49	農 業	近日結婚の予定
実 母	48	"	
実 姉	24	"	
実 弟	16	"	
本 人	21	"	

(2) 生活の状況

実父の農業を母や姉弟とともに手伝っている。現在の耕作面積は6・7反であるが食ふことには困らない。農閑期には実父をのぞき（強い中風のため）家族全員で道路人夫に出たり、近くにある炭鉱の日雇人夫に出たりして現金収入を得ているので生活程度は中ぐらいである。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

本人の実父は、生活苦のため知人の世話で長女を長崎県の大王東村にあま貸席業に前借金20,000円で働かせたが、売春婦を嫌つて翌日帰宅してしまつたため、業者から前借金の返済を強く迫られ、困つて長女の代りに次女（本人、当時20才）を働きに出した。本人も嫌つて助けを求めていたが監視がきびしくなかなかなげ出せずにいたところを婦人少年室協助員に見られ、県警察の協力を得て昭和32年9月売春生活3ヵ月で救出され帰郷した。

(2) 廃業後の生活

廃業と同時に家に帰り家業（農業）の手伝いや近くの炭鉱や道路工事の日雇人夫をして現在に及んでいる。

3 現在困っている問題

特になし

4 調査担当者の所感

売春業者の悪辣さ、売春制度の住組みの恐ろしさを体験し、こうした世界からののがれたいという気持ちになつていたことが更生を容易にさせた点ではないかと思われる。

事例 (3)

県 名 鳥 取
氏 名 M・M
年 令 19 才
学 歴 新制中学中退
結婚の状態 未 婚

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

親 柄	年 令	職 業	備 考
実 母	40	料理店経営	
義 父	41	な し	実母の情夫
本 人	19	家業の手伝	
同居人	22	女 中	

(2) 生活の状況

実母が料理店を経営し、それにより家族が養われている。本人は実母が経営している店の手伝いをし客の接待にあたっているが、客からも好感をもたれている様で看板娘といった処である。

最初は落着かずよく外に出かけていたが、今ではすっかり落着いて母親のよい手助けとなつている。一方、義父に対してはするどい批判をしており反抗心を抱いている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

複雑な生活歴から中学2年の時不良化し家をとび出し、兵庫県香住の料理店に住込み売春を行ったところ、業者が検挙されたのが機会で警察に補導され家につれもどされた。その後家の手伝いをしていたが、昭和31年2月、母親と義父の共謀により、鳥取市吉岡の料理店に身売された。同店で働いていたが同年8月、業者の検挙の際再び警察の手により救出され、売春生活通算8ヵ月で祖父の家へ帰った。

(2) 脱売後の生活

(2) 家庭復帰 警察の手により業者からつれもどされ、父方の里にあげられ、
(祖父の家) された。

就 職 警察より就職問題について依頼を受けた婦人少年室の措置
(家庭女中) で、31年10月家庭女中に就職した。住込んで働いていたがその家の生活になじめず、32年1月にやめた。

就 職 再び家庭女中となつたが、その家にもなじめず10日程働いて
(家庭女中) やめてしまった。

家庭復帰 実母の計に帰る。家業の小料理屋を手伝い現在に及んでい
(実母の家) る。

3 現在困っている問題

特になし

4 調査担当者の所感

実父の死亡、実母の再婚、祖母のもとで育てられたこと等で幼い時から孤独感と反抗心が非常に強く、ことに義父に対しては現在もなお、嫌悪な気持ちを持ち反抗心を抱きつづけているので、現在は落着いていても、何時間問題が起らぬとも知れない危険性を感じる。今後とも母親を含めて本人の生活指導が必要である。

事例 (4)

県 名 長 崎
氏 名 I・F

年 令 38 才
学 歴 高小卒
結婚の状態 離婚

1 現在の状況

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
実 父	67	農 業	
実 母	68		
弟	32	店 員	
弟	20	運 転 手	
本 人	38	な し	

(2) 生活の状況

現在は両親、弟たちの世話になつており、農繁期には父親の農事の手伝いをしてい。家は本人が働かなければならない程、経済的には困っていない。しかし、本人は両親は老令だし、弟たちにいつまでも厄介になる訳にはいかないのではなんとか自活の道をたてたいと思つているが、自分にあつた仕事もないし、特別な技術もないので大変不安である。編物でも習いたいと思つているが機械を買う金の工面がつかず、父や弟にも世話になつているので相談しにくい」といつている。

2 更生の経緯

(1) 脱春歴

夫が非常に遊び者で借金を作つてしまつたため、その穴うめに長崎市寄台町の無飲店に身売りした。その後夫と離婚し引続き赤線で働いていたがなじみ客と結婚がきまり脱春を決意した。前借金の問題があつたが、婦人少年室に相談の結果、当室の措置で解決をみたため、昭和31年8月、売春生活約1年3ヵ月で更生生活に入った。

(2) 脱春後の生活

結 婚 脱春と同時に2度目の結婚をした。

(離婚) 夫は半年余りは真面目に働き給料も渡してくれたが、後バツシ一等勝負事にこり家計は苦しくなり将来の見込みもないので両親とも相談の上、離婚した。
1年半ばかりの結婚生活であつた。

家庭復帰 その後親許に帰り現在の生活を続けている。

3 現在困っている問題

何度か結婚の話もあつたが、そのたびに前歴が邪魔になつてもまともになつた。折角更生しようとしている者を世の中は素直に受け入れてくれない。また、自活しようとしても腕に技術を持たないため、身にかなつた仕事がない。

6 調査担当者の所感

(問題点)

親、兄弟としては肉親の愛情もあり、本人を暖かく受け入れているが心の底にはやはり重荷を感じている様で、結婚なり就職なり早く身を通つてほしいとが先決だと思ふが、前歴がわざわざしているので理解のある措置が必要と思ふ。又本人も親、兄弟に非常に気がなしており不安な生活を送っているもので今後も生活指導が必要である。

事例 (5)

県 名 熊本
氏 名 N.Y.M
年 令 21 才
学 歴 中学卒
結婚の状態 未婚 (婚約中)

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
実父	48	日雇	トビ職
実母	48	新聞配達	
実妹		中学2年	
本人	21	なし	

(4) 生活の状況

実父は日雇職人で非常に厳格でカンシャクもちである。実母は新聞配達をしており本人はそれを少し手伝っている。家の経済状態は十分ではないが本人は積極的に仕事を求める意志もなく、父親が、本人の転落したのを非常に怒り現在も監視している様な状態で、親子間のけわしい空気が家庭にただよっている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

31年6月に同村の友人(女)3人と一緒に無断で家を飛び出し舞鶴市にゆき市内の飲食店につとめた。その後Tという男と同棲するため飲食店を無断で飛び出したが半年程で別れた。家に帰ることも出来ず、生活に困って、福井市有楽町の現飲店に働らく様になった。当時19才であった。

親達は家出した本人を心配し、居所の判った時すぐ帰るよう連絡したがききいれず働らぎつづけていた。

昭和32年8月福井の特飲店が廃業したため、約1年間で家庭に帰った。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 特飲店の廃業と共に家庭に帰ったが、父親の怒りが強く面白くないため家を飛び出した。

就職(のみや女中) 福井県に再び行き飲屋の女中となり売春を行っていた。売春防止法全面施行を前に更生を決意し、家庭復帰について婦人少年室に相談した。

家庭復帰 当室の措置で33年4月再び家に帰り現在に至っている。

3 現在困っている問題

31年舞鶴市の飲食店にいた時、移動証明をおいてきたままになっているので家で困っている。

4 調査担当者の所感

(問題点)

父親は同族の者の息子と本人を結婚させようとしているが、本人は父親の強制的態度に不満をもっている。

本人をもっと伸ばした気持で生活をさせないと、完全に更生させることはむづかしい様に見える。

事例 (6)

県 名 香 川

氏 名 T・S

年 令 23 才

学 歴 中学卒

結婚の状況 離 別 子供1人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年令	職業	備考
実父	68	五 官	よく働くが酒のみである。
実母	53	な し	
実弟	15		
子 供	5		中学へも行かず不良仲間に入っている。
本 人	23	喫茶店女給	

(2) 生活の状況

子供とともに親許の厄介になつてゐる。父親はよく働くが酒くせが悪く家庭はみだれ家計も苦しい。本人は家計を補うため夜だけ喫茶店につとめ

ているが、収入が少ないのでむづと収入の多い就職口を探している。適当な就職口が見つからない上に、離婚した夫との間にのこされている荷物引取りにからむ身請金返済の問題が未解決のため少々やけ気味である。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

家が貧困のため、昭和29年夏より高松市玉町の飲食店で客をとり出したのがはじめで、同市東浜町の待合店に売春婦として住込むようになった。同店で働いているうち、なじみ客に身請かれ、30年6月結婚した。1女をもうけながら夫の両親と折り合いが悪く、83年1月離婚した。子供をつれて実家に帰ったが実父母は病弱で収入が少なく、子供の生活は本人がみなければならなかったため、昼間は菓子屋の店員として働き、夜は通いの売春婦として働いた。約1ヵ月目に業者が検挙されたのを機会に、通算約2年の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

就 職 (10月) 廃業後の就職先をさがすため婦人少年室に来訪。室より職業安定所に連絡、同所のおつせんで2月末、市川の菓子製造業に日給150円でつとめた。就職して2ヵ月目にT市の某と婚約が成立し、結婚準備のためやめた。

家事手伝 婚約者の家で交通事故を起し、損害賠償15,000円を払わねばならなくなつて破談となつた。家事の手伝をしていたところ昔のなじみ客(船員)に招かれ7月横浜に出た。

同居生活 同氏と60日間同居していたが相手には妻子があるので一緒になれず手切金10,000円をもらつて帰宅した。

家庭復帰 1市の茶喫店で夜だけ働き少しばかりの収入をえている。

3 現在困っている問題

離婚した夫との間に身うけ金をめぐつての問題が解決されず困っている。

4 調査担当者の所感

家庭がみだれているため本人の精神的安住の場がないことと、本人にも真面目に更生してゆこうという熱意にがみている点が問題のように思われる。

事例 (7)

県 名 神奈川
氏 名 T・K
年 令 27 才
学 歴 高小卒
結婚の状況 有 夫 子供2人

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
夫	33	臨時人夫	転落以前(昭和29年9月)結婚
長 女	11	小 学 生	夫の先輩の子供
次 女	3		夫と本人との間に出来た子供
本 人	27	な し	

(2) 生活の状況

東港運業の臨時人夫としている夫の収入で生活している。夫の賃金は日給650円、1ヵ月大体14,000円から16,000円の収入を得ているが、現在1泊200円の簡易泊宿所にいるため宿泊費がかなり生活費は一倍い一倍である。本人は生活費を補うため時々肉屋をみつけて収入を得ている。

夫は酒ものまぎ真面目に働いており、家庭は問題で外からみるほど不足感はない。

なお、現在住っている簡易宿所は二重半と押入れという狭い部屋で、家族人がくらしている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

夫が商売（文房具店）に失敗し、破産無一物となつてしまつた上に働き口がなかつたため、生活に困り、夫には飲食店で働くといつわつて、横浜市の某特飲店の売春婦となつた。

子供がいるため自宅から通つて売春をしていたが、2ヵ月目に夫の就職口がみつかつたため廃業を決意したが、業者から前借金の返済に迫られ困つて、昭和31年6月、婦人少年室に相談に来た。室員が業者と交渉の結果、本人が更生を約束するなら前借金を棒引きするという事で円満解決し、売春生活2ヵ月で家庭復帰した。

(2) 廃業後の生活

廃業と同時に家庭に帰り現在の生活が続けている。

3 現在困っている問題

夫の職業が臨時雇で不安定なことで、簡易宿泊所の生活は子供の教育に悪影響が転居費用がうみ出せないことがなやみの種である。

4 調査担当者の所感

(成功した理由)

失職した夫の仕事がすぐに見付かり、生活に一応の安定性が出来たこと、売春経験が短期間であつたことが更生を容易にさせた点であると思われる。

4. その他の事例

事例 (1)

県 名 島 根
氏 名 Y・K
年 令 32 才
学 歴 高小卒
結婚の状態 離 別

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
実 父	64	日 雇	よく働くが酒好きである
実 母	51	な し	真言宗の信者
祖 母	86	な し	
実 弟	26	左 官 職	病弱（結核）
"	23	店 員	
実 妹		中学 2 年	} 双生児
"		中学 2 年	
"		小学 6 年	
本 人	32	職業訓練所 生	33年4月入所

(2) 生活の状況

実母は宗教にこり家事を省みないため、本人が中心になつて家庭をみている。

一家の月収は実父5,000円（平均）長弟5,000円、次弟6,000円計16,000円前後で、これによつて家計を賄っているが、家族が多い上に、父親が酒好きのため生活は苦しい。家計の不足分は本人の貯金で補っているが、将来のことを考えて、酒好きの父親には晩酌1合を断行してもらう等積極的にみだれた家計の立直しに努力している。なお、本人は家事を行う傍ら、県の職業訓練所に通い洋裁技術の習得にはげんでいる。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

18才の時叔父の家に養女に行き、21才で結婚したが、夫と養父（叔父）の意見が合わず結局離婚して生家に帰つた。

生家は極度の貧困家庭で生活が苦しい上に借金の返済に迫られ困つていた。25才の時家計を助けるため、松江市の特飲店に売春婦として転落した。その後、米子に行き某特飲店に住込んだが仲居と折合い悪く、再び松江市伊勢宮町の特飲店に鞍替えした。同店で働いていたところ、たまたま、

婦人少年室で行った調査の対象者となつたのが機会で、婦人問題相談員から更生指導をうけていたが、33年3月、業者の廃業とともに約6年間の売春生活をやめ生家に帰った。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 廃業と同時に更生資金6,000円を借り生家に帰った。

職業訓練 間もなく、廃業当初から希望の職業訓練所に入所がない、
所入所 家から通うことになり現在に及んでいる。

3 調査担当者の所感

このケースは本人が現在の家庭状況をよく知つての上で復帰したもので、自分だけの更生ではなく、一家の立直しまで本人の生活設計におりこんで努力している姿がみられ、本人の更生意慾にはたのもしいものを感じた。

事例 (2)

県 名 佐 賀
氏 名 M・K
年 令 28 才
学 歴 高小卒
結婚の状態 離 別 (現在婚約中)

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

1人で間借り生活をしている。

(2) 生活の状況

婚約者(32才、勤人、本人の親せき、33年10月結婚式をあげる予定)から仕送りをうけて不自由なくくらしている。

現在は6畳1間を2,000円で借り1人でくらしているが、結婚後は夫の母(80才)、夫の兄夫婦(子供5人)と同居することになっている。夫の家族とは現在もお互いに往来し人間関係はうまくいつている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

14才の時父親に死別、母親は3人の子供をかかえ裁縫の内職で細々と暮らしていたが、次第に借金がふえてきたこと、姉の結婚費用の苦面に困り、18才の時5,000円の前借で芸者屋へ芸者仕込みとして入った。そこで売春を強要されたのが転落のはじめである。その後、佐賀、山口、福岡と転々と特飲店を渡り歩き、その間、妾生活のため廃業したこともあるが離別後は再び売春婦として働いていた。たまたま、婦人少年室が行った調査の対象者となつたのが機会で室の更生指導をうけ廃業を決意し、昭和32年2月、佐賀市北川副町の某特飲店を最後に廃業した。売春生活通算4年6ヵ月。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 廃業後直ちに兄の家に帰り世話になつていたが、間もなく某料理屋へ給仕人として就職した。

就 職 日給200円で兄の家から通勤していたが約半年で店が移転し
(料理屋) ため近くのすしやの女中に転職した。
(給仕人)

(すしや女中) 同店に1年近く働いていたが、結婚の相手がきまつたので結婚準備と働き続けた体を休めるためやめた。

無職独居 兄の家から現在の借間に移り婚約者からの仕送りで生活して
生 活 いる。

3 現在困っている問題

な し

4 調査担当者の所感

本人は婦人少年室が昭和31年に実施した調査対象者で、調査当時「必らず更生する、一応家に落着いてから考える」と答えていたもので、本人の更生意志が強かつたことが成功した最も大きな鍵である。一方、前借金が全くなかつたことも廃業を容易にさせた大きな点である。

事例 (3)

県 名 鹿児島

氏 名 M・F
年 令 17 才
学 歴 新中卒
結婚の状態 未 婚

1 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続柄	年 令	職 業	備 考
実 姉	20	定 時 制 高 校 四 年 生	県の婦人保護施設に入所している
本 人	17	工 員	

(2) 生活の状況

本人の家は極端な貧乏で1人でも口を減らす必要があることと、本人は姉の傍におくのでなければ性格的に再転落のおそれのあるところから、県の協力を得て姉妹で婦人保護施設に入寮している。

7月末鹿兒島市のヨーグルト工場につとめ日給150円を得ているが、婦人寮に居ると食費住居費等の支出がなりため、雑費を除いた残額を殆んど全部家に仕送りしている。本人は住込みで働くことを嫌い通勤を最初から希望していたので大変満足している。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

31年3月中学卒業後兵庫県三木市のB会社に織布工として姉と共につとめていたが姉は向学心強く高校入学のため辞職。姉と別れてから本人の就業態度が悪くなり6月15日解雇された。その後三木市内の大衆食堂に住込んでいたがそこに出入する悪連隊の甘言にのせられ、同市福原の特飲店に売春婦として住込んだ。しかし稼働条件が違うので逃亡の隙をみていたが、監視がきびしくあきらめていた処2週間後の7月下旬業者が勅令九号違反で検挙された際保護されたものである。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 兵庫警察署に保護された後鹿兒島に帰郷。

就 職 (家庭女中) 職業安定所のあつせんで鹿兒島市内のM方の女中となつたが、市内の地理も分らず又役に立たないということで8日働いただけで解雇された。家に帰り家業の農業を手伝いながらブラブラしていた。

就 職 (店員) 婦人少年室、職業安定所の世話で市内のK食料品店の店員として働くことになり住込んだ。しかし関係との折衝が難しく過間位で深夜無断で店をとり出し警察署に保護された。

婦人相談所入所 警察署より婦人少年室に連絡あり、当室より婦人相談所に依頼入所した。

婦人寮入寮 相談所に入所中検診を行つたところ淋病その他2、3の病気に犯されている事が判り市立病院に通院治療をうけた。

就 職 (工員) 更生施設である鹿兒島婦人寮に入寮、治療を続けていたが現在では金快し、性格も以前より明るくなった。婦人寮より市内のヨーグルト工場のピン洗の工員として通勤現在に至る。

3 現在困っている問題

特になし

4 調査担当者の所感

(更生に成功した理由)

本人の更生について、警察、婦人相談所、婦人少年室、職業安定所が緊密な連絡を常にとり、特に婦人寮では本人のために姉をも入寮させてくれたことが更生への大きな力となつたものと思われる。

事例 (4)

県 名 北海道
氏 名 Y・S
年 令 38 才

学 歴 高小卒

結婚の状態 死 別

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

自営のお店でひとり暮らしをしている。

(2) 生活の状況

小さな酒場を自分で経営している。店はビール、ウイスキー、酒、モツ洗程度で人手を使わず1人でやっている。現在の収入は借金（店の追作費60,000円）の利息と負べることでやつとであるが、他にお金になる仕事もないので地味に今の商売を続けていきたいと頑張っている。

2. 更生の経緯

(1) 売春歴

22才で夫に死別。その後身をもちくつし、札幌市某特飲店の売春婦に転落したのをふり出しに、各地を転々として働いていた。その間、娯生活をしたこともあり、全く奔放な生活をおくってきた。

昭和32年1月、再び札幌にもどり、青線某すし屋の女中となり前借金80,000円で売春をしていたが、雇主や朋輩と折り合いが悪く、交替のため、他の業者をさがしているうち足を捻ざし働くことが出来なくなった。前借金の返済に困って婦人少年室に相談にきた。室職員の指導により更生を決意。32年3月、前記すし屋を最後に通算13年2カ月の売春生活をやめた。

(2) 売春後の生活

病院入院 婦人少年室ならびに、所轄の福祉事務所の計らいで、足の治療を受けるため入院した。

就職（家庭女中） 退院後婦人少年室協力員の紹介で理解ある家庭に女中として住込んだが、健康が続かない上に、非家庭的、非母性的で家事とか子供の世話等地味な仕事には長つづきせず間もなくやめた。

酒場経営 知人から資金を借り店業後3ヵ月で酒場をはじめ、現在も営業を続けている。

3. 現在困っている問題

健康に自信がもてず、ことに足が不自由で困っている。

4. 調査担当者の所感

売春婦時代を新していた男性と現在も情夫的關係を続けており、最近結婚するとまでいつているが、この男性は元業者とのつながりがある上、職業も不定で、必死的存在となる危険が多分にある。この点が問題のようと思われる。

事例 (5)

県 名 千 葉

氏 名 S・S

年 令 28 才

学 歴 高小卒

結婚の状態 離 別 子供1人

1. 現在の生活

(1) 一緒にくらしている人

続 柄	年 令	職 業	備 考
実 母	62	店の手伝	本人が経営している料理店を手伝っている。
実 妹	25	"	"
長 女	8	小 2 年	
姪	1		妹の子供
同居人	22	女 中	本人が経営している料理店の使用人
"	22	"	"
本 人	28	料理店経営	一ぱいのみや式の料理や

(2) 生活の状況

昭和33年5月風俗営業の許可をとり、女中2人を使用し、又、母、妹の手伝いを得て料理店を経営している。現在は夏期のこととて経営はあまり芳しくないが、母、子供及び妹とその子供の面倒をみながらなんとか生活している。本人には兄が2人いるが各々自家の生計維持に追われ母への仕送りは全然ない。店で使用しても女中には食事を興えるのみでチップ制をとっている。

又追々に店を拡張して将来にそなえ子供を育ててゆきたい希望を持って働いている。

2 更生の経緯

(1) 売春歴

幼くして実父に死別し、母親の手で育てられた。18才の時運転手の某と結婚し1女をもうけたが夫に愛人が出来たため夫婦間の紛争が絶えずついに離婚した。子供の養育を実家に依頼したため収入の必要に迫られ神奈川県南区の特飲店に転落した。その後同店で知り合った男性と同棲生活をするため売春婦をやめたが、相手の家族に反対され間もなく別れ生活の必要から再び神奈川県の特飲店に転落した。同店で働いている際、婦人少年室で行った調査の対象者となり、これが機会に室の更生指導をうけていたが、更生後の生活の見通しも出来、33年3月、通算6年3カ月の売春生活をやめた。

(2) 廃業後の生活

家庭復帰 廃業後直に母と子供の許に帰った。売春婦時代の仕送りのなかから母が買いためた材木等により450,000円程でモルタル作りの二階建の家をたてた。

料理店経営 33年5月風俗営業の許可をうけ小規模な料理店をはじめ、現在は女中2人を使つて順調である。

3 現在困っている問題

特になし

4 調査担当者の所感

(成功した理由)

母と子供に喜びのうちに迎えられる。今まで貯金していた金で直に自家を改造増築し料理屋を開き順調にその経営が行われている上に、本人がこの補充に適しており、前向きであることが成功した鍵である。

婦人の要正に関する事例

昭和35年7月25日印刷

昭和35年7月30日発行

発行者 東京都千代田区大手町1の7

労働省婦人少年局

印刷者 中和印刷株式会社